

議長	副議長	局長	次長	調査係長	調査係

建設常任委員会会議録（14年2定）			
日 時	平成14年6月18日（火）	開 議	午後1時00分
		散 会	午後4時08分
場 所	第3委員会室		
議 題	付託案件		
出席委員	松本（光）委員長、古沢副委員長、成田、松本（聖）、久末、八田、武井、高橋各委員		
説明員	水道局長、土木部長、建築都市部長、用地対策室長、市街地活性化対策室長、下水道事業所長、その他関係次長、課長、所長、及び主幹 ほか関係理事者		
<p>別紙のとおり、会議の概要を記録する。</p> <p>委員長</p> <p>署名員</p> <p>署名員</p> <p style="text-align: right;">書記</p>			

副委員長

それでは、ただいまから会議を開きます。

その前に、今日は、ごらんのとおり、絶好のサッカー日和で、暑くなりますので、上着をとっていただいて結構です。

本日は、新野委員長が不在のため、市議会委員会条例第10条第1項により、副委員長の私が、委員長の職務を行います。

本日の会議録署名員に成田委員、武井委員をご指名いたします。よろしく申し上げます。

委員長の辞職を議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となりました委員長の辞職を許可することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

副委員長

ご異議なしと認め、さように決しました。

次に、委員長の選挙を行います。

この選挙は、指名推選の方法によることとして、指名の方法につきましては、副委員長において指名したいと思っております。

ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

副委員長

ご異議なしと認め、さように決しました。

それでは、委員長に松本光世委員をご指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました被指名人をもって当選人とすることに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

副委員長

ご異議なしと認め、委員長は松本光世委員に決しました。

委員長と交代いたします。

(副委員長退席、委員長着席)

委員長

古沢副委員長、大変ありがとうございました。

一言、ごあいさつを申し上げます。

1定のときに、我が党の新野委員長の健康上の理由から、急きょ、古沢副委員長に委員長の職務を遂行していただき、そのために、共産党の質疑ができないという事態になりました。その方がいいのではないかという意見もありましたが、副委員長には、委員長職を大変スムーズに遂行していただきました。ご迷惑をおかけいたしました。

そういうことで、今回、このような形になりましたので、委員長職をお受けさせていただくことになりました。

もとより微力でございます。副委員長とともに、公正で円滑な運営をしたいと存じますので、委員各位、そして理事者の皆様の特段のご協力をお願い申し上げます。

よろしく願いいたします。

付託案件を一括議題といたします。

理事者から報告がありますので、順次、説明を願います。

「水道料金及び下水道使用料に係る減免事務処理要綱について」。

(水道) 営業課長

水道料金及び下水道料の減免基準につきまして、前に概要については説明いたしましたが、このたび減免事務の処理要綱を制定しましたので、その内容についてご説明いたします。

減免世帯についてでありますけれども、四つの減免世帯があります。このうち、老人世帯と障害者世帯について、今回の改正で所得制限を導入することといたしました。

なお、生活保護世帯と母子世帯については、今までどおりの減免となります。

次に、減免基準についてであります。まず、減免に該当する老人世帯については、65歳以上の高齢者のみの世帯であること、世帯に属する者が、市道民税の所得割を課税されていない世帯で、かつ、世帯に属する者の所得の合計額が159万5,000円を超えない世帯が、減免の対象世帯となります。

次に、減免に該当する障害者世帯についてであります。これについては、二つの条件があります。

一つ目は、世帯主が、障害年金を受けている世帯、あるいは世帯主の妻が、障害年金を受けている夫を扶養する世帯であること、二つ目は、世帯に属する者の所得の合計額が354万9,000円を超えない世帯であることであります。

それから、減免の割合については、今までどおり、上下水道料金の合計額の2分の1であります。

具体例として、資料の事例番号の4で説明いたします。

老人夫婦で、夫の年金収入が250万円、妻が80万円の場合を仮定しましての計算でございますけれども、夫の公的年金控除が140万円、これは65歳以上になりますので、公的年金控除が140万円であり、道老の所得制限額197万5,000円、これはお二人でありますので、197万5,000円になりますが、それ以内であり、所得については該当することになります。

市民税については、年金収入の場合、265万6,000円以下は、非課税ということになりますので、夫婦とも非課税となりまして、世帯全体で所得限度以内であり、かつ、市民税も非課税であるということで、この場合は減免に該当するということになります。

この要綱につきましては、今年の10月1日から施行いたします。

それから、今まで減免になっている老人世帯と障害者世帯についてであります。世帯の所得確認が必要となりますので、新たに減免申請をしていただきまして、世帯の所得確認をしまして、減免世帯を決定するということとなります。

なお、この減免の内容につきましては、7月発行の水道広報や、8月発行の市広報お知らせ版に掲載し、周知徹底を図ってまいります。

以上でございます。

委員長

次に、今定例会に付託された案件について説明願います。

「議案第13号 小樽市営住宅条例の一部を改正する条例案について」。

(建都) 住宅課長

ただいまの議案第13号の小樽市営住宅条例の一部改正について、ご説明を申し上げます。

このたびの改正は、老朽化した塩谷駅前住宅の用途廃止を行うためのものでございます。

塩谷駅前住宅は、昭和28年及び昭和30年に建設された、簡易耐火構造、平屋建て住宅で、1戸建て6棟と長屋建て2棟の計14戸の管理戸数となっております。

また、建設耐用年数の30年を既に超過いたしまして、老朽化が著しいことなどから、再生マスタープランにおき

ましては、平成14年度に用途廃止をする住宅に位置づけられてございます。

最終の入居者が、今年5月に退居いたしましたので、8月から9月にかけて解体してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

委員長

これより、一括質疑に入ります。

順序は、共産党、自民党、市民クラブ、公明党、民主党・市民連合の順といたします。

共産党。

古沢委員

今日は、委員長のご期待に背くこととなりますが、就任のお祝いということもありまして、難しい質問はしませんが、

陳情第73号 緑2丁目23番市管理道路の除雪方について

一つだけ、陳情第73号に関してお伺いしたいと思います。

緑2丁目23番の市管理道路除雪方についての陳情であります。まず、その前提となる市の管理道路というのは、一体何かということをご説明いただきたいと思っております。

(土木)管理課長

管理道路という基準についてですが、敷地の部分が、小樽市に帰属しているということが原則ですけれども、特に管理道路の基準というものは設けておりません。

古沢委員

そうしますと、関連しますが、この道路をいわゆる管理道路として認定するというか、扱うというか、そういうふうにするのは、どういうしくみになるのですか。そして、どなたがそれを決めるのですか。

(土木)管理課長

道路の基準ですけれども、現在、道路を市道に認定する場合の基準というのは、昭和62年にできたものが文書として残っております。ここに、市道として認定することについて、私道ということで項目が出ておりますが、一応、そういうことを基準にして、管理道路あるいは市道認定、市道という扱いにしていくということを土木部内で決めます。

ただ、市道として認定するのは議会の議決事項になりますので、その分については、市道の場合は、議会の承認をいただくということになります。

古沢委員

今朝方、現地調査をさせていただいたのですが、道路延長がおおよそ50メートル前後ぐらいでしょうか、この道路が、管理道路となった経緯について簡単にご説明いただけますか。

(土木)管理課長

今朝方、陳情の部分ということで、緑2丁目の管理道路を見ていただきましたが、これにつきましては、市の敷地の部分の道路だということが判明したのが、昭和63年ぐらいということでございます。そこに接しております市道の緑町八間通線、ここと同じ敷地で、どちらも小樽市なのですが、この市道から入っていった部分、先端の部分にお寺と幼稚園がございまして、通常、そのまま使っていた道路の部分の敷地が、地権者等が測量した結果、その所については小樽市に所属する土地であるということ、境界を確認する際、それが判明したという段階で、管理道路扱いにしたところでございます。

古沢委員

敷地が、市のものであったというのは、今朝の現地調査の折にお伺いしていた話でして、そうしますと、63年以降、管理道路として、この道路の維持管理を具体的には市が、やってきたということになるのですね。この間、管理道路として市が、維持管理をしてきた内容といいますか、どういうことをやってこられたか、説明してください。

(土木) 管理課長

実は、この道路に対する、側溝とか舗装とか修繕、そういう要求については、土木部の事業としては記録をとっておりませんので、分からないのですが、最近では、今年の春先に、住民要望の中で、管理道路部分について舗装したという経過がございました。

古沢委員

市内には、市道で認定されている道路もあれば、今回みたいに、その用地、敷地が、市のものでありながら、管理道路として維持管理をしている道路もあれば、中には、私人が、所有者者であって管理道路として維持管理をしている、そういう道路がありますね。

さきほど、市道の認定基準で、私道を市道に認定する際の基準を基に、というふうにお話を聞かせていただきましたけれども、およそいいですが、管理道路で、道路用地が、市のものと私人のものでどれぐらいの比率になっていますか。

(土木) 管理課長

正確な数字で調査したことはないのですが、現在、管理道路扱い、市道を除いて、いわゆる市の管理する道路となっている、そういうふうな管理方扱いになっているものについて、ほぼ 95パーセント以上は小樽市の敷地になっていると思います。

古沢委員

陳情第73号に関して、現地調査をした折にも、付近の住民の方が二、三人一緒に立ち会うようにして、いろいろお話をしていました。道路幅が約7メートルで、仮に除雪が入ったとすれば、多少、問題が生じないかなという心配もあったのですが、市の用地であり管理道路だということであれば、ぜひ市の方に除雪をしていただきたいという願いそのものは全く妥当だというふうに思うのです。

ただ、そういった心配事もちょっとありますので、この陳情に対して、市としてどういう対応を、今、検討されているか、お示しをいただきたいと思います。

(土木) 土木事業所長

まず、この道路につきまして、今まではどのような形で除雪がされていたかといいますと、回転広場もないことから、機械の除雪というのはなかなか難しいというふうに判断しておりまして、地域の方々が、それぞれ、融雪機械だとか、ロードヒーティングをしております、側溝の方に道路の雪を持っていくとか、また、奥の、まや幼稚園の除雪機が、除雪をするとかということで除雪をしていた経緯であると聞いてございます。

場所柄としては、非常にコミュニティ的な場所でございますので、皆さんが協力し合いながら、雪対策をしていた状況がでございます。その中に市の除雪車が入りますと、いろいろな問題も出てくるかなと思っております。

その大きな問題といたしましては、除雪をいたしますと、置き雪の問題が出てきます。また、地先のロードヒーティングの上に雪の塊が乗かかると、それによって電気代がかさむとか、そういう問題も心配されます。その辺を地元とどういふふうによく解決していくかということが、大きな課題になるかなというふうに思っております。

古沢委員

ぜひ、この陳情に込められた願意に沿うような形で取り扱っていただきたいと思うのです。もちろん、私どもは、この陳情については賛成であります。採択を主張したいとは思っているのです。

最後になりますが、管理道路の維持管理について、そもそも基準がないわけです。参考までに、ほかの市でどういうふうにされているかなというところで、資料を取り寄せてみました。

例えば、函館市ですが、私道の維持管理要領というのがあるのです。ご紹介しますと、「その敷地が、私人の所有に属していても、現に一般の通行の用に供されている道路については、地域住民の生活環境の向上と利便を図る上から、その維持管理及び簡易舗装を市が行う。」ということで、その要件を幾つか示しております。

この要件というのは、さきほどご答弁いただいた市道認定基準とおおよそ合致はするのですが、それにしても、漠然とした管理道路といえますか、基準もない市の管理道路というふうにして、維持管理に努めていくというよりは、こういった方法で整理をしていくということが、やはり必要になってくるのではないかなというふうには思っています。その点を最後に要望意見として申し述べまして、今日の質問はこれで終わります。

以上です。

委員長

共産党の質疑を終結し、自民党に移ります。

成田委員

初めまして。経済常任委員から建設の方に来て、今日、初めての出番になりますけれども、よろしく願いいたします。

上水道の配水管老朽化について

それでは、最初に上水道の配水管の件で伺いますが、配水管というのは、一番古いのでどのぐらい古いものがあるのでしょうか。この地域が古いというふうに、地域ごとに明示できれば教えていただきたいのです。

水道局次長

本市の水道は、大正3年に竣工しておりまして、旧市街に古いパイプが残っております。そのほかと申しますように、手宮、高島、厩地区も非常に古い管が残っておりまして、老朽管と言われるのは、今言ったとおり、奥沢から花園、稲穂にかけての旧市街、それと高島、厩地区と、このような状況でございます。

成田委員

随時、手直しをし、配水管を取り替えていると思っているのですが、その年度はどのようなペースでやっているか、教えていただければと思います。

水道局次長

現在、配水管整備につきましては、創設から昭和33年までのサビ止めをしていないパイプを、主に取り替えてございまして、年間約4億円をかけまして布設替えをしております。

成田委員

旧市街地から手をつけているのでしょうかけれども、市民の要望というのは、旧市街地の方から出てくると思うのですが、水道局として、この地域は重点的にやるとか、そういう目安にしている部分というのはあるのでしょうか。

水道局次長

旧配水管につきましては、全体で約64キロほどまだ残っておりまして、会計上、許されるのであれば、すべて早急に布設替えをしなければならない、そういう現状にあります。

ただいまお尋ねの布設替えの順位につきましては、企業会計上、収支の状況を見ながら、計画的に、赤水の出る所、また折損事故の多い所、事業効果のあがる所から整備をしているのが現状でございます。

成田委員

この中で、水の事故というか、消火栓の事故で、すぐ赤水が出る地域というのがあると思います。先日も赤水が

出たという話を聞いたのですが、その地域は重点地域になっておるのでしょうか。

水道局次長

花園地区につきましても、古いパイプがかなり残存してございまして、道路工事等でおおよそはやってございまして、道路工事に合わせた布設替えをすればコスト縮減につながりますし、そのほかに、今、申し上げたとおり、折損事故の多い所、赤水被害の多い所、そういう所は早急に取りかかっていくつもりでございまして。

成田委員

小樽市の施工もかなり歴史がありますし、また、配水管の方も老朽化している所がかなりあると思います。まだ64キロの延長を持っているということですが、地域住民のためにも、その辺の改善をしてやっていただきたいと思っています。

下水道マンホール周辺の段差解消について

次に、下水道の件です。

1 定の予算特別委員会の中で、下水道のマンホールの付近の段差解消の件で、お願いしたのですけれども、まだ幾らか波を打っている状態の所が何か所かあるのです。マンホールの所に段がついている所がありまして、車で通るときに、ドンとむち打ち状態になるとか、子供だったら大変でないかなという所もあるのです。その対策について、随時やっていると思いますけれども、どういう方法でやっていますか。

(水道)下水道事業所施設課長

マンホール周辺の段差でございまして、今年は雪も少なかったのですが、冬期間、特に気温が低いとき、そういった際に、道路が凍上するという現象が起きます。マンホール自体は、深度が2メートルほどある深い所から立ち上がっていますので、マンホール自体が、直接移動したり管が動くといいますが、そういうことはないのですが、そんなことで、マンホールの縁の縁石が割れたり、道路の縁が割れたりすることがございます。

そういう箇所につきましては、我々が、パトロールをして現場を確認して、早急に対応しなければならぬ場所につきましては、直ちに修理するというところでございます。基本的にはそういうことで、昨年は1,100か所ほど行っております。

1 定の予算特別委員会におきまして、委員が指摘されました場所に関しましては、たまたま時期が時期でございましたので、融雪といいますが、凍上がおさまる時期、5月、6月ぐらいになりますので、その時期を待ちまして、その状況について、1か所1か所、マンホールによって違いますので、専門の職員並びに専門の業者に見ていただいて、そういう場所につきましては、かさ上げすべきか、下げるべきか、そのあたりを判断しまして対応してまいりたいというふうに考えております。6月に入りましたので、そのあたりを確認しまして対応したいというふうに考えております。

水道局長

マンホールにかかわっては、成田委員や武井委員や、皆さんからもお話がございまして。私どもはパトロールしておりますけれども、目につかない部分がございますので、地域でそういう箇所がございましたら、ご指摘いただければ、ひどい状況といいますが、さきほどのむち打ちになるというような話もございまして、それについては、私の方に来ていただければ、予算の範囲内で対応していきたいと思っております。

それから、さきほどの配水管の話で、消火栓の関係の折損事故についてですが、冬の富岡町でやったものは除雪車の折損事故で、先日、土曜日の夜に花園町界わいの飲食店でありました。これも、実は、セブンイレブンの所の消火栓にぶつかって、当て逃げで分からなくなったということです。

私が水道局に来まして、消火栓の折損によって、赤水が出るというのは件数的に非常にあったのです。それで、今やっていることは、倒れても水が出ない打倒式というのを一生懸命やっています。

全市で1,200基ぐらいあるのです。このうち、影響の出る分400基を抽出いたしまして、年間7、80基ずつぐらい

一生懸命やっています。たまたま2件起きた所は、直していなかった所で、大変申し訳ないのですが、特に、中央の影響の出るところは、打倒式というものに取り替えておりますので、あと二、三年待っていただければ、市内中央部の影響の大きい所については、大体整備できるのではないかと考えております。

成田委員

今、局長の方から報告がありましたけれども、飲食店街とか洗濯屋さんとかホテル業、そういう地域の所は、消火栓の折損事故があったときに、赤水からきれいな水にするまでの量というのは大変なものになると思いますので、できるだけ早く布設替えしていただければと思っています。

老朽化した側溝の整備について

次に、側溝の老朽化のひどい所が、あるのですけれども、側溝の耐用年数というか、側溝は何年に1回取り替えるとか、そういうベースというのはいないのですか。基礎になっている部分はないのですか。

(土木)土木事業所長

側溝の耐用年数というご質問でございますけれども、道路の交通量の関係とか、地先の使われ方等によって側溝の傷み方というのは、個々で相当差が出ます。

我々としては、維持的に数か所直して、地先が満足する部分だとかグレーチングを補修すれば直るものだとか、そういうものについては、一時的なもので対応しておりますし、延長的にまだ側溝が未整備であるとか、全体的に側溝の側壁が壊れているという部分は、市道整備の中で側溝を整備するということで整備をしているところでございます。

成田委員

地域住民の人から、事業所なら事業所の方へ、ここの側溝が壊れているのだけれども、何とかしてくれということがあって、初めて、分かることなのですか。それとも、何年か経過して、そろそろ傷むころではないかなという統計のとり方というのはいないのですか。

(土木)土木事業所長

側溝の整備の考え方といいますか、パトロールの中で整備をしなければならぬものが出てくるケースであるとか、地域の方々から要望があるとか、町内会から要望があるとか、そういうことで、その中で優先順位をつけて、予算にも限りがございますので、老朽化とか浸水対策とか、そういう優先順位の高いものから手をかけていくという考え方で整備をしております。

成田委員

かなり古い側溝をそのままの状態で見逃しているというか、要望があっても、見て見ないふりをするとか、そういうことがないような形で対応していただきたいと思います。

うちの地域も旧市街地なものですから、かなり古い側溝がそのままの状態です。また、側溝が入っていない素掘りの状態の所もあるものですから、そういうところはできるだけ早く改善していただきたいと思います。何点か、そういう側溝の現状があると思いますが、その地域というのは確認されていますか。

(土木)土木事業所長

市道は547キロございます。それを全部データベース化して、診断カルテみたいなものを作っていくと、今みたいなお話にも、瞬時に対応できるという形になるのかなと思いますが、今はまだその部分まできちんと整理されていない部分もありますので、ある程度、地域の方々からのご要望とかをベースに、我々の職員がパトロールして、現地を確認させていただいて、整備するか、または翌年度に見送るか、その辺は、地域ともご相談しながら決定しているというのが現状でございます。

成田委員

地域住民に対しては、できるだけ平等な立場で扱ってやってほしいなと思います。一定の地域だけ重点的にとい

うのではなくて、広い範囲で見えてやっていただきたいなと思います。よろしくお願いします。

市道新道団地通線のロードヒーティングについて

それと、これはロードヒーティングを今、実際にやっている地域ですけれども、オタモイ3丁目の1番だと思えますが、この地域は、受益者というか、利用している人が何軒ぐらいあって、いつ設置されたのですか。

そして、このときに設置された条件と今の条件は違うと思うのです。小樽市内で、何か所もロードヒーティング設置の願いというのは出てきていると思うのです。うちの地域からもそういうものが何件も出てきているのですけれども、その地域を見て、なぜ、あそこがやられているのに、ここはやってもらえないのかと。何かの条件が整っていないから、できないと思うのです。以前のときには条件があって、あそこが設置できたと思うのですけれども、その辺の違いを説明していただければと思っています。

(土木) 田中主幹

今、お話のありました市道につきましては、新道団地通線のロードヒーティングだと思います。平成3年の国道拡幅工事に伴いまして、市道の取付けが変わるということで、公共補償に基づいて設置しまして、平成3年に市の方へ移管を受けております。

以上でございます。

成田委員

平成3年ですか。それ以前でなかったですか。オタモイ3丁目の1で、阿部新香園さんの隣ですけれども、あそこは設置されたのは平成3年ですか。

(土木) 田中主幹

はい、そうです。

成田委員

あそこは何軒ぐらい利用していますか。

(土木) 田中主幹

15軒ぐらいです。

成田委員

今の条件と違いはどのようなふうになっていますか。

(土木) 田中主幹

現在の設置基準につきましては、3点ほどございまして、交通量、道路の安全性、もう1点は沿道状況、こういう三つの条件を考慮しながら決定しています。

交通量につきましては、12時間の交通量が、だいたい1,000台以上の路線となっております。

それから、安全性につきましては、道路勾配が、おおむね8パーセント以上の路線で、信号なり、そういうものによりまして、一時停止や急カーブ、そういう形で減速しなければならないような所の安全性を確保するために設置する状況です。

それから、沿道状況といたしましては、周辺に小学校や中学校などの教育施設、また、高齢者や弱者の福祉施設や、複数の人が利用できる公共施設がある場所という形で決めております。

成田委員

今の条件としてこれなのですね。平成3年のときはどういう条件だったのですか。

(土木) 土木事業所長

平成3年度当時は、脱スパイクの法律ができて、小樽市としても、1期、2期計画を作って、ロードヒーティングの設置についてどうしていくのかということで、いろいろ検討していた時期でございますけれども、そのときには、ロードヒーティングの整備として、補助幹線であるとかバス路線、それから、今、お話をしましたけれども、

急坂、急勾配で車の上りだとか停止に支障が起きる場所、その他、交通安全上、重要と思われる路線という一つの基準がございまして、そこで、1期工事、2期工事という形でロードヒーティングの箇所付けを行って、ロードヒーティングを整備して、平成10年度でロードヒーティングの整備計画が一段落した、こういう状況でございます。

成田委員

この交通量というのは、今は違いますけれども、その当時は1,000台以上あったのですね。確かに勾配はきついですね。

(土木)土木事業所長

さきほど主幹の方からご答弁申し上げましたけれども、この場所は、国道が広がることによって、市道の国道への取り付きが急になった、国道の拡幅によって急勾配になってしまった、その機能補償のために、国がロードヒーティングを設置してくれた路線でございます。市が、ロードヒーティングを設置したのは、さきほど申し上げましたとおり、1期、2期計画をつくって、ロードヒーティングを施工しておりますけれども、ここは、その計画の中に位置付けられたのではなくて、国道の拡幅によって市道が急勾配になった、その機能回復のためにやっていただいたロードヒーティングでございます。

成田委員

よく理解できましたけれども、今、あそこの維持管理は市でやっているのですね。費用は小樽市で賄っているのですね。

(土木)土木事業所長

その当時、私の記憶で、たしか、10年ほどの電気料金もその時にいただいて、市の方に帰属したというふうに記憶しております。今は、市の除排雪費の中で電気代を見て、維持管理をしているところでございます。

成田委員

何か所か、こういう特定の場所というのは市民も分かるのです。それで、何か、その人たちだけが利益を得ているように感じたり、私たちの所はもっと勾配がきついのにもっと交通量もあるのに、地域住民も多いのに、なぜできないのかと思われる部分というのが多いものですから、その部分だけでも市民に分かってもらえる方法はないか。

今後、市の財政も緊迫してきますが、ロードヒーティングにかかってくる費用というのは、ごく一部だと思います。それで、受益者負担という形のものでできれば、今後のロードヒーティングの設置方についても、可能になってくる部分でないのかなというふうに僕は考えるのです。その辺はどうでしょうか。

(土木)土木事業所長

確かに、設置したときと道路の状況が変わったところもありますし、今みたいに公共補償でやられたロードヒーティングの延長であるとか幅、これが利用実態と合うのかどうかというのも、我々が維持管理をするうえで非常に大きな要素になってきておりまして、今、全市に217か所あるロードヒーティングの中で、一部、2,000平方メートルぐらい部分的に、試験的に電気を切らせていただいた所もございます。

そういう中で、ロードヒーティング経費を、できるだけ抑え込むという努力はしてございます。それでも、今年の冬、除雪費の28パーセントぐらいがロードヒーティング関係経費になったという現状でございます。

また、今、そういういろいろな路線を点検しているところでございますので、全く切るということはなかなか難しいとは思いますが、必要最小幅、延長、この辺を個々の道路の実態に合わせて、調査している現状でございます。

成田委員

地域の人が、恵まれるようにしてやっていただきたいと思います。

公園の整備と駐車場設置について

次に、最後になりますけれども、公園の方でちょっとお伺いしたいと思います。

公園の中でも整備されている公園と、整備されていない公園というのがはっきりしているのです。設置したけれども、整備されていない、樹木は生い茂っている、そういう管理というか、直営の管理の部分と委託して管理している部分というのがあると思うのですが、樹木の関係はどのような形になっていますでしょうか。

(土木)公園課長

公園内には、木がたくさん生い茂っておりまして、当然、こういう気候になりますと、どんどん生い茂ってきます。枝も伸びてきます。

それで、管理の方法ですけれども、一般論で申し上げますけれども、直営の職員、臨時の職員がおります。現場の方で、樹木のためのパトロールではございませんけれども、公園管理のためのパトロールをやっている場合に、そういった状態の樹木を見つける場合もあります。

そのほかに、公園の中でも、緑道に位置付けているものがあります。そういう所についても、人が通るといことがございますので、状況を見ていきます。

あと、公園の中には、街灯などがございますので、そういう街灯が、木に隠れるということがございますので、そういうものは、市の方のパトロール中で見つけたりして対応しております。

その他、住民の方や、公園施設を利用されている方が、何か気づいたときに、木が生い茂っていて見づらいつか、陰になっていて日が当たりづらいつか、そういうような情報などがございましたら、現地の方に行きまして、状況を確認して管理している次第でございます。

成田委員

公園の敷地内に草が生い茂っているような状況の所もありますし、きれいに整備されている所もあるのです。

また、先日、入船小公園で、野球の開会式をやったときに、駐車場がないために、地域の人たちの店先へ車がずらっと並んだわけです。公園というのは、その地域の人たちが、憩える場所なのですけれども、地域の人たちに迷惑をかけてしまう状況にあるのです。今後、公園を整備するごとに、駐車場を少しずつでもつくってやるという方向にはいかないものでしょうか。その辺はどうでしょうか。

(土木)公園課長

公園の駐車場についてのご質問ですけれども、公園にも、いろいろ大きさによって種類がありますが、身近な所でいけば、街区公園と言いまして、町内会単位で小さな所もやっています。そういう所については、歩いて来られる方が主なものですから、駐車場という話にもならないと思いますが、大きな地区公園とかそのような施設については、最近整備した公園として、朝里川公園と昨年オープンいたしました色内ふ頭公園がございますが、これについては、台数としては50台前後という台数ですけれども、駐車場を整備しています。最近のこういう地区公園については整備しております。

しかし、昭和40年代とか50年代の都市計画等によりまして整備したものについては、なかなか車への対応については、じゅうぶんではなかった部分もございまして、現在、新しく整備したものについては、そのような形で駐車場を確保しております。

成田委員

都市公園として潮見台公園が整備されておりますけれども、隣接地に潮見台浄水場があるのです。潮見台浄水場はきちんと整備されて、芝生を刈り込んで、きれいです。見事です。

隣の潮見台公園は、昭和58年に設置されてから、その中にはいろいろな施設があったと思います。都市計画の中で公園整備がされたのですけれども、この公園は、今後、このままにしておくのでしょうか。公園機能というものはなされていないように思われるのです。

市民から、今後、憩える場所として利用したい、いろいろな考え方で利用したいという要望が上がってきている

と思うのですけれども、その辺はどのような処理の仕方をしていくのか、お聞きしたいのです。

(土木)公園課長

潮見台公園についてですけれども、水道局が管理する浄水場の隣に約 1.5ヘクタール。

成田委員

1.7ヘクタールでしょう。

(土木)公園課長

1.5ヘクタールです。1万 5,000平方メートルぐらいの公園でして、現在は、じゅうぶんな管理にはなっておりませんけれども、公園数は、90か所ほどあるものですから、その中で状況を見ながら、整備ということであれば、お金がかかるという財政上の制約を受けるものですから、今すぐということはありませんけれども、通常は現場の方で確認して、対応できるものと、できないものの区分はやっていきたいと思えます。

成田委員

潮見台公園について、僕も、前にパークゴルフ場という声も出してあります。また、先日、銭函でパークゴルフ場ができました。あのパークゴルフ場に隣接して 70台の駐車場も完備できました。昨日の状況では、お客さんも 219人利用しているそうです。そういうような大勢の人が来ますので、できれば、あの地域にもそうしてほしい。

せっかく小樽市でつくっている公園ですから、それを市民に、どうぞ使ってください、やってくださいということであれば、利用しようとする人たちは、何とか自分たちでやれるという形で動けると思えます。その辺を考慮しながら、今後の課題にしていだきたいと思えます。それを要望しまして、終わります。

委員長

自民党の質疑を終結して、市民クラブに移します。

松本(聖)委員

陳情第73号 緑2丁目23番市管理道路の除雪方について

まず、今朝方、拝見いたしましたけれども、陳情第73号に関しまして二、三お尋ねいたします。

市道ではないけれども、市が管理している市有地内道路だということで、除雪をお願いしますという陳情ですが、もし、小樽市の方で除雪をしますとしますと、どういう対応になりますか、その頻度ですとか内容を教えてください。

(土木)土木事業所長

今回の陳情者とも現地で我々もお話しておりまして、具体的に陳情者の方からも、1, 2度でもいいからやってほしいというご要望でございますので、今年、試験的にきちんと入って状況を見たいと思っております。

松本(聖)委員

その頻度ですとか内容等についてご説明願います。

(土木)土木事業所長

今、我々が、考えているやり方でございますけれども、7メートル道路の両脇にすべて雪を置いておくというのはいかがなものかと思っているわけで、緑町八間通の排雪時に、あの53メートルの管理道路の部分の雪をかき出して、処理するのが一番いい方法かなというふうに考えております。

松本(聖)委員

地図を拝見しますと、11軒、奥のお寺さんも含めまして、12軒の家が張りついているわけです。小樽市内には、こういった市道というのは山ほどあると思うのですけれども、これは珍しい例なのですか。今までほうっておかれたといいますか、市で管理している道路で、市は全く除雪をしていなかったわけですね。こういった例というのは小樽市内にたくさんあるのでしょうか。

(土木) 土木事業所長

市道の管理道路で、地域的な状況によって、除雪車が中に入って回転できないという条件だとか、非常に幅員が狭くて管理道路になっている道路もございますから、そういう場所には除雪車が入れないという面で、除雪ができないという箇所は何か所かあります。

松本(聖)委員

市の中心部ですとか、いわゆる旧市街と言われるようなところで、幅員が非常に狭くて除雪車が入れないという所で、除雪をぜひともやってくださいという市民の声は多くあるわけです。例えば、歩道用の除雪機というのか、ロータリー式の除雪車、こういったもので、幅員の狭い道路について、毎日入れとは言いませんけれども、住民サービスとして、人の歩行が困難になった場合は、対応していくというお考えはありませんか。

(土木) 土木事業所長

歩道用のロータリー車ですと、そんなに幅員がなくても入れるのですが、問題は、雪をどう置くかということで、今回のケースは、たまたま排雪路線でバス通りであります緑町八間通線に接続しておりますので、雪については比較的やりやすい。ただ、除雪機が入れなかったという難点があって、今に至ったということでございますので、今回、ここは試験的にやってみようということです。

今、委員が言われた幅員の狭いところは、雪の置き場所をどうするかという問題が残ってくるというふうに思います。

松本(聖)委員

これは、地域の住民の方からの声で、やっと市の方が動いてくれるという状況にありますから、その他の場所でも、近くの大きな通りの排雪にあわせて、今まで手をつけなかったところ、このあたりの対処がもしできるのであれば、声が出ないからほうっておいていいという問題ではないですから、広く市民に平等にサービスを提供するという観点から、研究を進めていただきたいとお願いたします。これは、対処するというのは非常にいいことだと思いますよ。

中央通の再開発事業について

次に、ちょっと漠然とした質問になりますが、中央通の再開発についてお尋ねさせていただいてよろしいでしょうか。

間もなく工事が終わりました、完成を見ることになろうかと思っておりますけれども、当初の絵図面といいますか、計画時に見せていただいたパースというのですが、絵とはずいぶん違った印象があるのですが、それについてどのようにお考えなのか、お尋ねいたします。

(建都) 市街地活性化対策室長

中心市街地の駅前通りということで、どういったまちづくりがいいのかという議論は、地元の方、議会なりにお諮りをして計画を作ってまいりました。地元の方々の議論の中でも、一定の将来図も描きましたけれども、だんだん整備が終わってきて、そぐわない状況にあることは確かだと思っております。

しかし、実際問題として、一つの例でいくと、景観形成地区に指定していることもあって、地元の方々は、土地利用という面では大きな結果は出なかったけれども、駅前としてのファサードについては、市民の方々の自主的な発想の中で、構築ができていくというふうにも考えておりますので、重ねてになりますが、当初の計画の絵図面とは異なっているけれども、一定の雰囲気づくりというか、そういったものはある程度できているのではないかと考えております。

松本(聖)委員

ああいう何種類かの完成予想図というのでしょうか、それが決まったときには、私はまだ議員をさせていただいておらなかったものですから、そのころのいきさつというのはよく分からないのでございますけれども、何がしか

の住民との話し合い、地権者との話し合いの中で、ああいったパースができ上がっていったのだろうと想像するところ
です。

しかし、仕上がってみますと、全く計画からずれている。計画というか、絵とは大いに関離れた状態です。空間的な利用度というのも極めて低くなっておりまして、本来ならば、多くのテナントさんが、入るようなビルが建
つであろうところに、個人の住宅が建っていたりするわけです。

どう見ても、私の目から見ますと、失礼な言い方ですが、駅前通りの再開発としては、大失敗の例ではないのか
なと思っているのです。もっと別なやり方があったのではないかと思いますし、地域の住民の方ともっとよくお話し
合いをされた上での計画をなされた方が良かったのではないかという感想なのですが、これについていかがです
か。

(建都) 市街地活性化対策室長

お答えになるか、分かりませんが、この事業は、平成元年当時から、具体的に、市民の方々の意見を聞き
ながらつくられてきております。今、ご議論の中心は、年度ごとに作られたイメージパースについてのご指摘だと
思います。

確かに、行政側としては、土地の有効利用というのは、この事業の目玉のコンセプトでございますので、例え
ば、平成7年当時については、その区域、防火地域と準防火地域ですけれども、最大の建ぺい、最大の容積にした
ときに、どういったものが可能なかという最大公約数の絵を描いた時代でございます。当然、それは、あくまで
も都市計画法上の規制の最大をあえて描いて、住民の方々に、最大にすればここまでできるというお示しをしまし
た。

一方、そういったことについては、物理的にも、資金的にもないわけですから、その後、景観から見たイメー
ジパースを作っています。それはまさに、住民の方々の再建の方向性が、見えつつある時期に作ったということで
ございます。その段階にはかなり近づいているのではないかと思いますので、その中でも、まだ再建の決ま
っていない方々がいらっちゃって、その部分はまさに、イメージパースを作成している最中に、共同化の話をし
ていたということでございます。

ですから、時系列的にいったら、我々としては、市民の方々とある程度、話をした中で、まちづくりはしてきた
というふうには自負しています。ただ、断片的に、一断面一断面を見たときには、議員がご指摘のように、大きな
ギャップはあるだろうというふうに思いますが、私どもとしては、さきほどご答弁しましたように、土地の高度
利用という点では、駅前通りとしては必要な部分であるけれども、それよりも、今の経済状況なり、今後の使われ
方の中でどうすべきかという議論の方が、今の段階では重要なことではないのかなというふうに考えて、まさに、ど
う使うかというソフトの部分では、まちに入っている議論しているというふうに考えてございます。

かつ、この事業では、地元の方々の強い理解と協力があって、今、まちがつくられてきているのです。そうい
った意味では、住民の方々には、我々はじゅうぶん感謝をしておりますし、事業も、今のままでいくと、予定ど
おり終われるのではないかとこのところまで進んでおりますので、そういった意味では、この事業は失敗ではないと自
負しております。

以上です。

松本(聖)委員

最後にお尋ねしようかなと思った質問に、今、お答えをいただいてしまったので、あまり先に進みたくないの
ですが、失敗だったか成功だったかという質問を、最後に参考までに聞こうかなと思ったのです。失敗ではなかつ
た。あえて、成功だったということでしょうか。

多くの議員の方々が、小樽に視察にお見えになられます。私の知人も何人もおいでになりまして、中央通を見
ていかれまして、直近にあった市内の再開発として、古い街並みを新しくしようという再開発の例ですというこ
とで

ご案内をしたのですが、その中で、皆さん、苦笑するというか、「松本君、失礼だけれども」と、「あはは」と笑って帰っていくわけです。「やっぱりそう思いますか」と言うと、「これは駅前の再開発としてはいかがなものかな」という意見が多いわけです。私も素直にそう思います。

これからの活性化といいますか、室長が、今、おっしゃったようなソフトの面で、あの地域の活性化というものを真剣に考えていただきたい。できてしまったのは、もういかんともしがたいわけですから、ソフト面での充実を期待するわけです。

もう1点だけ、中央通に関してお尋ねしたいのは、石畳がございましたね。あれはどこかに保管されているということでお話を伺っているのですが、現状はどうなっているか、教えていただけますか。

(建都)市街地活性化対策室長

ただいまの後段のご質問の石畳でございますけれども、旧手宮線の中央通にあったピンコロ石については、全体量は平磯公園の横での保管を、土木部に依頼して保管しています。その一部を使って、中央通の旧手宮線の角に122平方メートルの緑地を整備してございますけれども、その一部に再利用して面影を残しているということでございます。

前段に、他都市の方が、ご視察になって笑われたというお話ですけれども、何を指してそういうふうにお話したのか、分かりませんが、まず、この事業の設定をしたエリアからの議論をしなければ評価が出ないと思うのです。

このエリアとしては3.6ヘクタールある中で、一番深いところでも、奥行きが25メートル前後しかないエリアの中での区画整理事業であるわけです。ですから、この事業とともに、再開発事業を同時に動かしているのであれば、別な形のまちづくりがあるけれども、現にスタートしていた3.6ヘクタールの事業の中で、他都市から笑われるような事業ではなかったというふうに思っていますし、それなりにファサードも整備されて、一定の整備が終わっていると思ってございますので、逆に、議員の方に、そんなことはない、誇れる事業だと言っていただきたいというふうに思います。

松本(聖)委員

ばかにして言っているわけでも何でもありません。論点が違っているだけなんです。道路の整備というのと、まちの整備という、地域の住民の方は、道路の整備もさることながら、まち全体の整備という観点でいるわけです。見に来る人方もみんなそういう意識で見ているわけです。何せ駅前の再開発ですからね。再開発と言わないのでしょうか。道路整備なのでしょう。そういう意味では、道路はきれいになったのでないですか。大成功だったのではないですか。

それと、敷石というのですか。何石というのですか。

(建都)市街地活性化対策室長

ピンコロ石です。

松本(聖)委員

ピンコロ石というのですか。初めて伺いましたが、極めて重要な文化的な財産だと私は思うのです。磨かれて、ピカピカになって、それを敷石に使ったら安全性は確保できないということも分かります。ただ、眠らせておくのは非常にもったいないですし、小樽市全体の文化財に対する考え方といいますか、あまり重きを置いていないのではないかという印象があります。だって、文化財の保護に対してはほとんど予算を使っていないまちですからね。

少なくとも、例えば、建物一つ保存するというのは非常にお金のかかる話であって、この緊縮財政の中では無理だということもよく分かりますが、あの敷石を、一部ではなくて、ありったけといいますか、極力たくさん残すのだという意識の下に使っていただきたいと思います。公園などで活用できると思います。

それで、雨の日に滑って転んで、けがをされても困るという意識はおありでしょうけれども、極力、安全な使い

方というのを研究していただきたいなと思いますし、以前にお尋ねしましたら、何か、モルタルなんかを目地に使っていたので、それをはがす手間が非常にかかるのだというお話をされておりました。物理的に無理だとおっしゃっていましたが、市民ボランティアでは、やってもいいよとおっしゃっている団体の方々もいらっしゃいます。たがねとハンマーを持ってはがしに行くから、そういう機会があったらぜひ声をかけてください、何とかあれを日の目を見る所にもう一度出してやりたいのだと言っておられる方も大勢いますので、その辺も考慮していただきたいと思います。

もし、そういう市民ボランティアでマンパワーが確保できるとなれば、それを活用する方法というのはありますか。

(建都)市街地活性化対策室長

委員がおっしゃるのは、中央通の位置にあったものですから、あの近辺で、文化的な位置づけの中で一部再構築したということでございます。この余ったものについては、今後、全庁的な協議の中で、使うところがあれば使っていきたいと思っています。

一方、ボランティアというお話でございますが、今日、初めてお聞きをする部分でございますので、具体的な方向性なりに協議ができれば、協議をさせていただきたいというふうに思っております。

松本(聖)委員

水道局の機械設備のメンテナンスについて

最後に、水道局に数点質問させていただきます。

水道局では、いろいろな工事を発注されております。我々素人には分からないような複雑な機械が、水道や下水道の処理に使われていると思うのですけれども、見ますと、最初に設置する際に、例えば、入札になりまして、大きな何億円、何十億円という機械が入りますね。そのメンテナンスはどうなるのかというところが、非常に気になるわけです。一度落札したところが、メンテナンスで、ずっと何年も何十年もその機械を見ていける、最初に機械を入れたら、そのメンテナンス料は、その機械を使っている間中はずっと随意契約で受けていけるのかなという印象があるのです。それはいかがなものかなと。

現状を見まして、具体的に数字を持っているわけではないので、詳しいことはお尋ねできないのですが、近年、ここ10年程度でいいですけれども、そういったメンテナンスで随意契約を結んでおられるところは何社くらいあるのでしょうか。

(水道)総務課長

水道、下水道の工事関係の中で、入札をして、その後、メンテナンスを行っている会社があるかという話でございますけれども、今日、私どもの方で資料を持ってきておりません。ただ、機械によりまして、メンテナンスが必要のない部分もありますでしょうし、必要な部分もありますので、応札した業者すべてが、メンテナンスをやっているということではございませんので、ご理解いただきたいと思います。

松本(聖)委員

そのメンテナンスというのは、その機械を設置した業者、もしくはシステムを開発した業者でなければならないのですか。

水道局長

具体的な例がなく、漠然としたお話でございますので、私も漠然としてお話を申し上げますが、例えば、ある機械がございます。下水であれば、水処理、汚泥処理など、それもパーツごとにあると思います。最初は、入札で、あるメーカー、機械メーカー、電機メーカー、それは市外の業者ですが、道外の大きな電機メーカーなりに決まる。その際に、私どもとしては、責任施工でございますから、メンテナンスが、どういうふうになっているかというのが条件になるのです。1時間以内にすぐ駆けつけてくれるようなメンテナンス会社を、持っているかというこ

とが条件でございます。

ですから、全日本で言いますと、例えば、下水の機械メーカーなんというのは六十数社あり、電機メーカーもそれぐらいあります。しかし、札幌にメンテナンス会社をきちっと持っているというのは11社とか12社しかない。

例えば、中央監視制御装置とか、入札のときにA電機メーカーが取るとします。そのときには、メンテナンス会社についてその会社にきちっといるわけです。そのメンテナンス会社とは入札しません。その機械は更新するまで使うわけですから、メンテナンス会社に、随意契約で、保守点検なり部品の取替えをお願いするというのが今までやってきている状況です。

松本（聖）委員

その機械というのは、各社ごとにそんなに特殊なものはないと思うのです。僕は機械のことはよく分からないのですが、単純に考えると、トヨタの車であろうが、日産の車であろうが、運転するのは一緒のような気がするし、エンジンだってさほど違うようには見えないし、ネジ1本、どこのネジを見たって同じように見えるのです。

だから、メンテナンスに関して、システムなり機械の内容なりというのが、図面なり仕様書なりではっきり明示されていれば、だれが見ても技術屋さんならできるのかなという印象があるものですから、それを随意契約にしている意味が分からないわけです。それがブラックボックスのように、中身が外に示されていないから、できないのではないですか。

水道局長

ある機械をつくってもらい、設置します。その部品が破損したという場合、一体どこに頼むかという話になります。もし、委員が今おっしゃるとおり、違うところの機械メーカーに入れさせて、ぐあいが悪くなったときにどこが責任をとるかということになります。部品を取り替えた業者が責任をとれますか、全体のパーツについて。

ですから、私どもとしては、責任を持てるメンテナンス会社に、責任の持てる部品を入れてください、こういうお願いをするわけです。それは、大手の電機メーカー、機械メーカー全部が、あの機械をつくっているということにはなりません。下請けなり小会社なり精密機械のようなものをつくらせて、図面がありまして、それぞれつくらせているわけですから、メンテナンスの部分で、どこの会社でもいいから、入札にして、責任を持ってやってくださいということは、発注者側としてはできないのではないかと思います。

松本（聖）委員

そのメンテナンスの会社ですけれども、どのくらい特殊な技術が必要とされるのか、私は分かりませんが、市内の業者さんと、市外の業者さんの比率というのはどのくらいなのでしょう。

水道局長

はっきり申し上げまして、市内の業者ではメンテナンスはできません。

松本（聖）委員

できないのですね。それは技術的にできないのですか。それは、元請けさんとのパイプがないから、できないのですか。どっちなのですか。

水道局長

責任が持てないということだと思います。

松本（聖）委員

市内の業者は当てにならぬということですか。

水道局長

当てにならないのではなくて、さきほど言いましたとおり、ある機械、何億円もする機械のパーツ一つが壊れたときに、それを直せといっても、図面もなければ、何も無いわけですから。

分かりますか。それを市内の業者に、直しなさいと、うちが図面を渡して、つくれといったって、どうやって造

っていいかということなのです。そこから始まるわけです。えらく高いものにつきます。

松本（聖）委員

それは、図面もなければ、何も無いというのは、当たり前でしょう、図面を出していないのだから。そうですね。仕様書なり詳しい図面なりを開示すること、もしくは小樽市に渡すことを前提とした発注をすれば、かなりの部分で市内業者さんでも近隣の業者さんでも、できるような仕事というのはないのでしょうか。何も無いと局長はおっしゃるのだからけれども。

水道局長

メンテナンス会社が、例えば、自分のところの責任で、札幌の精密機械工場にその部品をつくらせるとか、小樽の工場にその部品をつくらせるということはあるかもしれません。だけれども、それを責任を持って施工するのは、やはり、大手の電機メーカーなり機械メーカーのメンテナンス会社です。札幌にありますけれども、そのメンテナンス会社が責任を持って請け負って、それでやるということですから、小樽のどこかの業者が請け負い、それを責任を持ってやる、そういうシステムには、なかなかならないのではないかと思います。

松本（聖）委員

私も、プラントなりなんりの大きさからいって、市内の業者が元請けさんになるとは思っていません。そういう会社がないことも分かっています。だけれども、末端の作業、例えば、日々のメンテナンスにおいて、できる部分はないのですかという質問なのです。

水道局長

そういうお話だったら、だいぶ分かってきました。それは、メンテナンス会社が、小樽の銭函団地にある工場を使って、そこにつくらせても間違いのない仕事ができるということであれば、その下請けで入ることは、あるいはあるかもしれません。それだけの優秀な技術を持った会社があればですね。それは、受けたところのメンテナンス会社が、それぞれコスト縮減のためにやる、ということについてはあるかと思いますが、メンテナンスだけといいながら、その機械を元請けで請け負って、メンテナンスをするということは、発注者側として、私の責任ではできないと思いますのでご理解いただきたいと思います。

松本（聖）委員

そろそろまとめて終わりますけれども、それでは、ちょっと視点を変えて、制御システムについてはいかがでしょうか。制御システムというのは、いわゆる脳みそを使う話で、コンピュータの話になりますけれども、この辺のシステムの内容というのは全く表には見えないですね。

これは水道局さんに限らないのですが、今日は建設で、そういうものを扱っているのは水道局さんしかないので、水道局さんだけに聞きますけれども、どこの部課もそうだと思うのですが、例えば、何かの機械なり大きなシステムを制御するためのコンピュータの中身、ソフトの中身は全く表に知られないもののように見えるのです。特に役所の発注というのは、そのように見えます。

だから、そのメンテナンスなりシステムの更新ということになると、また同じ業者さんに発注せざるを得ない、言い値で発注せざるを得ないという事態に陥っているのではないかなという不安があるのですが、いかがですか。

水道局長

更新の話とメンテナンスの話とはちょっと違うと思うのですが、更新のお話ですと、例えば、下水道の中央監視制御装置、今、汚泥棟でやっておりますが、これはたしか5億円をちょっと超える金額ですし、それから、天神浄水場の浄配水装置も5億円を超えます。私どもとしては、入れた機械は、最低でも15年はもってもらわなければ、とってまやっつけていけない。

ですから、それが15年たったら、今、私どもがやっているのは、公開の指名競争入札でなくて、公募型の指名競争入札でやります。それはよく見ていただければ分かると思います。それに参画していただく業者は、全日本の

どこでもいいのです。ただし、さきほど言ったとおり、1時間以内にメンテナンスに駆けつけることができる業者をメンテナンス会社として、子会社を持っているかどうかというのが条件です。かなり制約されますけれども、そういうことで、公募型で、今、やっていますので、更新前のA社と今度の入札がたまたま一致するかもしれませんが。今は公募型でやっていますので、その辺は、ご理解いただきたいと思います。

松本（聖）委員

水道局さんは、制御ソフトの更新なんという作業はないですか。ありますよね。

（水道）水間主幹

ソフトの更新のご質問ですけれども、昨日、北洋銀行さんで、ソフトの入替えに伴ってのATMの休止がございました。

水道局におきましては、機器の更新時期に、当然、そこでは、施設の制御方式にあったコンピュータのソフトを更新しますけれども、まず、その施設でシステム変更ということがない限りにおいては、ソフトには一切手をかけないで、次の更新時期までそのまま使います。

松本（聖）委員

今回、ほかの部で、そういうソフトの更新に、何十万円、何百万円とか、とんでもない言い値で随意契約した例があったものですから、そういう制御ソフトが、たくさん存在するであろう水道局さんには、そういう例はないのかなという不安があったものですから、お尋ねしたのですが、そういう例はないということで、技術に関しては水道局さんの一番であろう水間主幹がお答えいただいたので、安心しました。

ソフトの更新なんというのは、僕から言わせれば、中身さえ分かれば、だれでもできる仕事です。ソフトの1行1行が開示されていれば、専門家であれば、見ればすぐ分かる問題ですから、水道局さんにおいては、そういう随意契約などという事態に陥らないように、発注に関しましては、その仕様なりを極力広く開示していただき、どなたでも応札できるような状態にもっていただきたいなと思います。契約の透明性というか、広く、市内の業者に限らず、受注機会を増やしていただく努力をしていただきたいというお願いをいたしまして、終わります。

委員長

市民クラブの質疑を終結し、公明党に移します。

高橋委員

陳情第73号 緑2丁目23番市管理道路の除雪方について

それでは、最初に陳情について確認をさせていただきます。

さきほどいろいろご答弁がありまして、だいぶ分かりました。それで、今回のケースは特異なケースということで受け止めていいのでしょうか。

（土木）土木事業所長

特異なケースというべきかどうか、ちょっと分かりませんが、今回、我々が問題点としていた部分が地域の方々の努力で問題が解決されて、除排雪ができるケースというふうにとらえてございます。

高橋委員

さきほどもちょっと質問が出ておりましたけれども、今後の土木部としての考え方として、古い道路で1.5メートルとか2メートルの小樽市道に認定されている道路がありますが、同じようなケースで陳情が出てきた場合に、どういう判断をするのか、その考え方を示してほしいと思います。

（土木）土木事業所長

さきほども一部申し上げておりますけれども、除排雪をするうえでいろいろな問題点がございまして、その辺

を、地域と協力し合いながら、解決できるかという部分だと思います。除雪、排雪はいろいろ方法がございますから、その辺の、我々が地域を除排雪している目と、地域の目と、なるべく整合をとり合った中で、課題を整理できるのであれば、除排雪ができていくのではないかと考えております。

高橋委員

分かりました。よろしくお願ひしたいと思います。

平成13年度後期の水道局業務状況について

次に、水道局に伺います。

平成13年度後期の業務状況説明書というのをいただきました。この6ページの中で、保存工事状況というのが何点かあるのです。

まず、2番目の消火栓維持工事52件について内容を説明してください。

(水道)給水課長

消火栓維持工事の主な内容についてですけれども、道路改良に伴う消火栓の移設工事、それから、消火栓のパッキンの取替えとか配水弁の取替え等、消火栓の一般修理工事、これが主な工事内容となっております。

高橋委員

基本的なことを確認したいのですが、消火栓の区分について、水道局と消防と、何をどういうふうに担当しているのか、教えてください。

(水道)給水課長

担当の区分ですけれども、消火栓の設置等につきましては、水道法の第24条の規定により、水道局が設置し、管理することになっております。

それで、消防の方としましては、ふだんの見回りといいますか、パトロールとか、消火栓の塗装等につきましては消防本部の方が行っております。

水道局長

今、給水課長からの答弁の部分ですが、会計負担につきましては、水道局の方で維持補修をやりますけれども、これについては、市の一般会計の負担金ということになっております。

高橋委員

消防からの繰出金ということですね。

それで、消火栓は、さきほどちょっとお話がありましたけれども、市内に何か所ありますか。

(水道)給水課長

平成13年末で公設の消火栓は 1,491基ございます。

高橋委員

1,491基ですか。さっき局長は 2,200基とかという話をしなかったですか。

水道局長

1,200基です。

高橋委員

それで、打倒式ということが、さきほど出ておりましたけれども、現在、何本ぐらい、替えられているのですか。

(水道)給水課長

220基を打倒の方に替えております。

高橋委員

14年度の予算の中に、支出項目ですけれども、消火栓整備費として 2,150万円ありますが、この内訳としては、

打倒式に替えるという内容のものなのですか。

(水道) 給水課長

そのとおりでございます。

高橋委員

これは内訳としてはどういう内容になっていますか。

(水道) 給水課長

2,150万円のうち、一般会計からの繰入金で、半分の1,075万円、残り半分は水道局の方で出します。

高橋委員

1本当たりの費用は幾らくらいなのですか。

(水道) 給水課長

新設に取り替える場合ですけれども、1基当たり40万円程度でございます。

高橋委員

それから、昔、水圧が弱かったというお話を聞いておりまして、現在の状況としてはどういう状況になっておりますか。

(水道) 給水課長

ご存じのように、小樽は山坂がありまして、配水池もそれぞれ違います。その地区によって圧というのは違ってありますけれども、水圧が不備で消火栓が出ないということは、今のところ解消されていると思います。

高橋委員

次に、4番目に漏水防止工事が172件あります。これについて説明をお願いします。

(水道) 給水課長

漏水防止工事の主な内容でございますけれども、これは、掘削等も含めまして、公道内の漏水の調査、及びその漏水の修理施工、これが主な内容でございます。

高橋委員

一般家庭の内容は含まれていないのですか。道路だけということですか。

(水道) 給水課長

公道部分についてのみにございます。

高橋委員

次に、その他の工事の451件、これについての説明をお願いします。

(水道) 給水課長

これにつきましては、お客様の方から水道局に電話がありまして、それを受付しまして、工事店に修理を依頼した工事でございます。

内容としましては、さきほど言いました宅地内の漏水とか、屋内配管の破裂等の修理、それから、水抜き栓の修理、冬期間の凍結解氷の修理等が含まれております。

高橋委員

一般家庭での漏水というのは、件数は結構ありますか。

(水道) 給水課長

13年度につきましては、屋内の破裂が66件、それから宅地内の管の破裂が238件となっております。

高橋委員

その原因は何でしょうか。

(水道) 給水課長

管の老朽化が主な原因だと思います。

高橋委員

それは何年ぐらいに施工したもののいうふうに考えていますか。

(水道) 給水課長

何年とは一概には言えませんが、中には、家を建てられてから、ずっとそのまま使っている家庭もございますので、老朽化による漏水が現れてきていると思います。

高橋委員

例えば、市民の皆さんに啓発するのに、20年、30年以上たったら危険ですよとか、確認をしたらどうでしょうかとか、そういうお知らせみたいなものは考えておられますか。

(水道) 給水課長

広報等で、赤水が出る原因とか、その辺の広報をしていきたいと思っていますし、パンフレット等にもその旨は明示しております。

高橋委員

引き続き、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

もう1点、水道についてですけれども、先日、相談がありました。団地ですけれども、水道局もしくは小樽市の方から依頼を受けて来ましたということで、浄水器を売りに来た札幌の業者がいたそうなのです。市としては、そういう依頼はしていない、また、水道局としては、そういう依頼をしていないということをお知らせというか、さきほど言いました啓発みたいな形で、もういっぺんきちっと出してほしいという要望がありました。この点についてはいかがでしょうか。

水道局次長

小樽市の水道は大変水質に恵まれてございますので、水道局が依頼して浄水器の訪問販売をするようなことはないということを水道局広報の中でしっかり伝えたいと思います。

高橋委員

よろしくお願ひします。

まちのカルテの活用について

次に、建築都市部に伺います。まちのカルテについて何点かお聞きします。

前回、お話をしまして、まちのカルテを見させていただきました。これについて何点が質問したいのですが、まず、まちのカルテをつくった目的について説明をお願いします。

(建都) 都市計画課長

地区カルテ作成の目的についてでございますけれども、この地区カルテにつきましては、平成10年度に行われました都市計画の第4回線引きの見直し、これは市街化区域と市街化調整区域の見直しでございますけれども、その際に、道路、公園などの根本的な都市施設の整備状況、あるいは面的整備の状況などの把握を行いまして、各地区における課題や問題点などを、抽出することを目的として作成したものでございます。

以上でございます。

高橋委員

具体的に、まちのカルテはどのように活用されてきましたか。

(建都) 都市計画課長

地区カルテの活用についてでございますけれども、さきほど申し上げました第4回線引き見直しの際、整備・開発・保全の方針というものを作っておりますが、その中で、さきほど申し上げました各地区における課題や問題点などを踏まえまして、都市施設並びに面的整備の方針を定める際に活用したほかに、現在作成しております都市

計画マスタープランにおける土地利用、あるいは都市施設整備の方針を定める際に活用しております。

高橋委員

まちのカルテについては、都市計画課だけが保有しているということなのですか。

(建都)都市計画課長

地区カルテでございますけれども、大基盤整備を担当いたします企画部ですとか土木部、水道局の庁内関係部局、これは庁内に限られますが、ここに配布をしたところでございます。

高橋委員

土木部にお伺いしますけれども、今のまちのカルテについてはどのような活用をされていますでしょうか。

(土木)管理課長

今の地区カルテの配付ですけれども、各課の関連のところに配って、中身を検討して、土木部内で活用できるものについては活用させていただいております。

高橋委員

どういうふうに活用してきたかということを知りたいのです。

(土木)土木事業所長

例えば、臨時市道の整備に当たりまして、まちのカルテに示された土地の課題とか問題点が記載されておりますので、そういうものを参考にしながら、臨時市道の優先順位ですとか、中心市街地における問題点、課題を見いだして、整備の一つの指針としまして使わせていただいております。

また、市内の道路ネットワークの中でどのような課題があるのか、そういうことも、この資料を参考にさせていただいて、道路の今後の整備選択をするときに使わせていただいております。

あとは、公園課長の方から申し上げればいいのですが、公園課の今後の課題だとかというのも、当然、そういうカルテの中から見いだすことができますから、そういう活用をさせていただいております。

高橋委員

平成8年に作ったときの費用というのはどれぐらいかかっているのですか。

(建都)都市計画課長

現在、手持ちの資料がございませんので、分かりませんけれども、いろいろな調査等を活用しております。最終的に取りまとめたというふうに考えております。大変恐縮ですが、正確な費用はちょっと分かりません。そんな大きな単位ではないと思いますが、後でお調べして資料をもって説明します。ただいま資料がありませんので、申し訳ございません。

高橋委員

後で教えてください。

それから、前に質問したときに、デジタル化を進めているというお話を聞きました。現在の状況について説明してください。

(建都)都市計画課長

現在の状況でございますけれども、委員もおっしゃいましたように、縮尺 2,500分の1の都市計画現況図のデジタルデータ化を昨年度までにすべて完了しております。この地区カルテでございます中項目につきましても、このデジタルデータの中に取り込む形で整理させていただいております。

高橋委員

その地図ですけれども、拡大というのですか、縮尺を 1,000分の1とか 500分の1にはできるのでしょうか。

(建都)都市計画課長

2,500分の1を基本に作ってございますけれども、それを拡大するなり縮小は自由でございますが、2,500分の1

を基本に作っておりますので、字が見えなくなったり、いろいろな不都合がございますので、基本的には2,500分の1で使うことが望ましいと思いますけれども、あくまでもデータベースですので、自由な縮尺に変えることは可能でございます。

高橋委員

5年ごとのデータの見直しということでお話を伺っていたわけですが、平成8年度ですから、平成13年度のデータということになりますか。

(建都)都市計画課長

現在入っておりますのは、そのデータでございますけれども、今後は、5年を待たずにデジタルデータにできますので、これは今後の検討でございますが、例えば、1年とか2年のオーダーで、もちろん人手とお金がかかる部分はございますけれども、その分、逆に平準化の形になりますので、そのデータの更新につきましては、種々検討していきたいと思っております。

高橋委員

道路のデータですけれども、土木部と打ち合わせをしながら作ったということになりますか。その状況について聞きたいのです。

(建都)都市計画課長

これは、都市計画街路と言われる中で、都市計画決定の幅と現状の幅という形で入れていますし、あとは、現況図を基に入れてございますので、あくまでもデータということで作っておりますので、基礎データを作るに当たっては、昨年、私はいなかったもので恐縮ですが、多分、土木部の方と調整をとらずに、現況という形で整理していると思っておりますので、建築都市部の独自の形で作っていると思っております。

高橋委員

本当は、両方の情報が共有できるようなベースの考え方でいってもらえればというふうに思います。

最後に、現状と課題について、ずっと読ませてもらったのですけれども、印象としては、非常に少ないなというか、内容、問題点が少ないのではないかなというふうに私は感じたのですが、建築都市部、都市計画課としてはどのように考えていますか。

(建都)都市計画課長

各地区において、土地利用の現況であるとか、都市施設の整備状況等々を勘察した中で、各地区を把握していくものでございますけれども、どの部分をお指しになっているか、定かではございませんが、このようなデータは、さきほど言いましたように、随時新しいデータを取り込みながら、都市計画における概要の見直しですとか、都市計画に限らず、他部局、いろいろな形でこのデータについては活用が可能だと思っておりますので、新しいデータの様子を見ながら、各種事業の中で必要な見直しがされていくものだというふうに考えております。

高橋委員

これは、市民の皆様の意見というのは、全く入っていないというふうに考えていいのですか。

(建都)都市計画課長

この地区カルテを作るに当たっては、さきほど申し上げましたように、あくまでも現況の事実確認をしているだけでございますので、市民の方の声という形では取り入れておりません。

高橋委員

要望ですけれども、この問題点、課題については、できればいろいろな意見を取り入れた方がいいと思います。ある特定の方だけの意見だと、どうしても偏るのではないかなというふうに思いますので、ぜひそういう方向でお願いをしたいと思うのですが、いかがでしょうか。

(建都)鈴木副参事

地区カルテにつきましては、あくまでも、現況という形がどうあるか、それを調査することによって、将来どういった土地利用をしていくか、また、どういった都市施設にしていくかといった基礎データになるものであります。

それで、市民の意見については、今後、土地利用の改正、見直しを行ううえで、また、都市施設の道路とか公園、こういったものの見直しだとか、または新設だとか、そういった形に入っていくときに、市民の皆さんの意見をじゅうぶん反映させていくという形になっております。

現在、小樽の将来はどうあるべきかということでの、都市計画マスタープランを策定しているわけですが、これについては、市民の意見について、地域の方々に集まっていたいただいて懇談会等も開催しておりますし、地域の方のアンケート、それから、将来のある中学生の方々などにも、アンケートに協力していただいて策定しております。そういった形でやっております。

高橋委員

終わります。

委員長

公明党の質疑を終結し、民主党・市民連合に移します。

武井委員

陳情第13号 長橋3丁目21番・22番付近道路の整備方等について

まず、陳情第13号についてお尋ねいたします。

今までのお話の内容を見ると、相当に進展しているやに聞きますが、今までの交渉経過と現状をお話してください。

(土木)管理課長

陳情第13号の長橋3丁目の道路ということで、かなり以前から、住民の方々から、国立療養所内の道路ということで、制限を加えられないようにというご要望が上がっております。1定有的时候にも、前担当者の方からご説明した中に、原部と協力しながら改善に向けて努力したいというお話があったと思います。

その後、4月の段階で、済生会の方に国立療養所が移管されるというような話が、具体的な動きとして出てきた中で、済生会の事務局の方も、道路の関係について、市の方にいろいろお話がございまして、済生会の法人の役員会というものがあって、済生会自身は全国組織ですけれども、北海道の役員会の中で、今回の道路の部分について、小樽市の方に寄付する、こういう話で進めていきたいということで、役員会の了承を得たというふうに聞いております。

武井委員

そうしますと、この陳情の願意については見通しがついた、こういうふうに理解してよろしいですね。

(土木)管理課長

陳情第13号につきましては、今までの経過の中で、10月1日をもって、国立療養所が済生会に移管されるという日にちははっきりしておりますが、その後の、道路の部分の小樽市がどのような形で受けるのか、あるいはほかの方法になるのか、そういう方法とか時期的なものは確立しておりませんが、現状としては非常に前に進んでいる、こういうふうに考えております。

武井委員

もう一つ確認したいのですが、10月1日という日は動かないわけですね。それで入念に決定するわけですから、したがって、その前には、それぞれの協定が結ばれてしまいます。3定の中でこの陳情の取扱いをしようと思ったのですけれども、3定といたら9月ですから、9月のどこまでかかるか、今のところ分からないし、よく「魔の

3定」と言うわけで、なかなかどこで終わるか分からない。

そうすると、陳情の扱いについては、この議会で整理しないと間に合わないというふうに私は思うのです。ですから、今、言ったように、役員会の中で、市にあげますよというふうに了解を得たという現状ですから、この第13号については、あそこの住民は、袋小路の中に閉じ込められないでいい、こういうふうに理解したいのですが、もう一度答弁してください。

(土木)管理課長

第13号につきまして、現状も、住民の方がお通りになっているわけで、それは国立療養所もじゅうぶん把握しております。また、引継ぎを受ける済生会についても、ここに道路があって、住民の方が利用しているということは、引継ぎ事項として確認されております。

それで、済生会として道路を持つということも、いわゆる利益を上げる法人ではございませんので、なかなか難しいので、市の方で、こういうお話が議会の中で出てきているのであればということで、一度で決められませんので、理事会に諮って、その了解は、5月の末だと思いますが、内々にいただいてきました。

ただ、10月1日が移管の日というふうになっておりますので。

武井委員

前段だけでいいです。

(土木)管理課長

そういうことで、前向きということで進めております。

武井委員

ぜひとも、今のご答弁が後向きにならないように注意してください。

市道妙源寺前通線の整備について

二つ目は、一般質問をしましたが、妙源寺前通線の問題です。

市長のご答弁の中では、「今後、病院の新築・統合の時期に合わせて検討したい」と、こういう答弁です。私の質問の中には意味が二つあるのです。

その一つは、いつ、どういうふうになるのかということで、渡り廊下を切ればすぐつながるんだ、こういうことが一つです。

二つ目は、志村市政のときにつくっていただいた道路、これはみんな壊れて、道型はあるけれども、壊れている。したがって、これらの整備をしてほしいということです。新築・統合時にも検討するのであれば、それまでの間、1年や2年の問題でないと思いますから、その間の市民の通行ができる道路を確保してほしい、この二つの質問をして、答弁をいただいているわけです。

ですから、住民が通行のできる道路をどうしようとするのか、これが一つです。それから、統合時に検討する検討内容は、私の主張した内容、質問した内容の方向にしたがって検討する、こういうふうに理解していいですか。この二つについて答弁してください。

土木部長

妙源寺前通線のお話でございますけれども、市長の方からも答弁をさせていただいておりますように、今、お話がありましたように、志村市政のとき、道路であったものが、国立療養所の病棟を増設するときに使われなくなったという部分がございます。

そういう意味では、私も現地を見させていただいたなかで、車が通れるような舗装道路というのは、建物が邪魔になるというか、支障があるものですから、その辺の整理につきましては、病院の新築・統合の時期に合わせて決定していかなければならないだろうと思っていますし、現在も、あまり整備がされていない状態で、人が歩いているような状況でございますので、その部分で、雑草が生えているとか、歩きづらい箇所があれば、これもまた現地

をもう一度見させていただいて、なんとか歩けるようなことでやっていきたい。

ただ、冬期間は、この病棟の屋根の雪が落ちてくることがございますので、危険だということもありますし、それなりに積雪があるかと思いますので、冬期間の通行は、今の段階では無理かと思いますが、夏期においては、人が歩けるような状態は確保していきたい、このように思っております。

武井委員

これは非常にいい道路をつくってくれたのです。道路をつくってくれて、しかも、砂利等で20センチから30センチぐらい高くして、ずっと道路の形態で非常にいい道路なのですが、冬は、屋根の上から硬い雪をどンドン投げるものだから、みんな崩れてしまっているのです。

これは、だれが悪いのでもない。市が悪いのです。自分でつくった道路の上に雪を投げて、道路を崩しているのです。それで通行できないとか、荒れ放題にするとかというのは、市が委託してつくった道路を壊しているのです。志村市政のときにつくったものにぜひ復元してください。

そして、私たちは、病院の統廃合までに検討してくれるというのですから、それをじっと待ちたい、こう思っています。あのころは、5、6軒しかなかった家が、今は39軒もあるわけで、市が約束したことはやっていただきたいと思うのですが、よろしいですか。

土木部長

今、人が歩ける程度のものということで、非常に歩きづらいというお話でございますけれども、さきほどお話をさせていただいたように、私も現地を見まして、歩けるように確保したいと思っておりますし、今、屋根からの雪を市の方で寄せているという話がありました。

その辺は、私もまだ確認していませんけれども、病院の方に確認させていただいて、できるだけそういった状況がないように、同時にまた、雪を出さないようにということは、意識的に、出さないようなことでやってもらえないかどうか、この辺を病院ともお話してみたいと思います。

武井委員

この道路をつくってもらったときには、雪を落とさなかったのです。冬も通れたのです。ところが、雪を反対の屋根を越えて投げるとなると大変だから、そのまま落とすようになってきたのです。道路を越えて投げればいいのだけれども、それもしないで、ただ落とす。一番楽なやり方です。そういうことが、あの道路を崩した理由なのです。これは部長の所管でなくて、病院の所管ですから、その辺も総合して見てください。

市道梅ヶ枝山手線の冬期管理について

次は、梅ヶ枝山手線の問題です。

これも市長からご答弁をいただきました。二、三、確認だけしておきたいのですが、市が開発して分譲した四十何戸の団地ですけれども、この団地をつくったときに、当然、開発者は住民に説明をするわけですが、どのような説明をしたのですか、まず答弁してください。

(建都)住宅課長

梅ヶ枝団地の分譲でございますけれども、当時、昭和40年、41年にかけて、住宅の方で分譲しまして、宅地会計の中で譲渡した経過がございます。その際の部分といたしまして、第1次、第2次分譲ということで、40年、42年にわたりまして2回の分譲をしたというふうに聞いております。

そういった中で、第1回目の分譲の説明のときには、パンフレットの中にも、今、お話があった梅ヶ枝山手線の延長の部分については、絵の上では道路として記載がございました。そういった説明の会を開いた中でも、結局、そういった用地の確保について、地権者との部分ではなかなか難しいということで、2回目のパンフレットを見る中では、道路部分が消えていたというようなことが、私の方で過去の資料を見ましたら、出てきました。

また、当時の担当者は、退職しておりましたけれども、お聞きいたしました。そういった中では、確かに、説明

会の中ではそういう話はした経過があった。ただ、現実には、地主とお話の中で、なかなか合意が得られなかった。ただ、今後についても、粘り強く情報収集をしていきたい、こういうお話の中で、四、五年、そういった経過があったという話は聞いてございます。

武井委員

今、ご答弁いただいたように、市民は、「市が売ってくれる土地だ。」、あるいは「分譲住宅だ。」と。しかも、市は、絵図面までつけて、「将来は、梅源線につながりますよ。」と、こういうことを言った。これは市民は信用する以外にないわけです。当然信用します。その言葉が元凶になっているのです。以降36年間、ほったらかしている。市役所の退職者も説明会に出席しています。この人たちは、市役所のどなたが来て説明したものか、みんな名前まで覚えています。

けれども、私は言ったのですが、その人たちには責任はないのです。小樽市職員が説明に来たということは、小樽市長が説明しているのと同じなのだから、その人が退職して、その人がいなくなったということとは関係がありません。「政治は継続なのだから、市長が代わっても、その文言は生きています。」と、こういうふうに私は言ってきた経緯があります。

ですから、市がそうして住民に説明をしてきた、それがどうしたものか。しかも、それらについて、再三の陳情なりも出ているけれども、住民の言葉では、なしのつぶてだと。これでは、市民の人たちが市役所にだまされたという言葉を使っていた人もいましたけれども、これは私も同感だと思います。

そして、陸の孤島になって、消防車も上がらない、救急車も上がらない、ごみの車も上がらない。しかも、皆さんの方では、生活道路として昭和42年の8月につくった、こう言っている道路なのです。その生活道路がこういうような状況にありますから、ぜひとも、以下申し上げることにきちっとした答弁をしていただきたいと思うのです。

今もご答弁の中にちょっとあったようですけれども、当時、そういう説明はした、しかし、土地・家屋などの所有者の理解が得られず、道路整備ができないまま現在に至っている、これが一つです。

あなた方は、説明するときに、もう既に、地主や引っ越しをしてもらわなければならない人たちと、話し合ってたのではないのですか。話し合いをしないで、「つながりますよ、だから買いなさい。」と、バナナのたたき売りみたいにやったのですか。あなた方は、「こういうふうにします。」と言って、後から、「住民の皆さんから道路の延長整備の陳情が出された。けれども、土地の確保ができなかった。道路の確保ができなかった。」と、こんなことを言ったって困る。

皆さんは、こういう土地の場合、事前にやるでしょう。予定している所の人たちと話し合いをするでしょう。その結果について、住民に、「こういうふうになっていますから買ってください。」と、こういうふうにするのではないですか。住民に先に説明して、後から対象の住民と話し合いをするのですか。もしそうだとすれば本末転倒だと思うのです。どちらが正しいと思いますか。

建築都市部次長

委員がおっしゃったように、昭和42年という大変古い話でございますから、現在、私どもは、その当時の状況がどうだったのかというのは、はっきり分からないのですけれども、さきほど住宅課長からご答弁したように、OBの方に当時のことを聞きました。

そのお話をさせていただきますと、確かに、地主と折衝中であるという説明をした。しかし、その地主が代替わりをした。亡くなったのか、どうしたのか、分かりませんが、それが一つです。その後、その地主さんが小樽から転出して、いなくなった。そんなようなことで折衝がなかなかできなくて、結局、その同意を得ることができなかった。私どもは、OBの方からはそういうふうには聞いていないのです。

ただ、当時、どういう状況であったかという書類的なものというのは残っておりませんので、分かりませんけれ

ども、今、委員がおっしゃるとおり、そういう説明をするのであれば、そういう人方と、当然、折衝するのですが、その後そういう状況があったのかなというふうに、私どもは推測しているところであります。

武井委員

次長のお答えを私の方も一応理解しましょう。

そういうふうになったとすれば、生活道路として、そういうふうにつなぐということは、陸の孤島とかと言われないように、ちゃんと接続してあげますよ、灯油だって運べるように、ごみも心配ない、今のマイカーの時代で車も上がれるよと、そういうふうにしなければならない。消火栓だって、あの上に立派なものがちゃんとあるのですから、その消火栓は宝の持ち腐れでないのですから、きちっとするようにするはずだった。それが、次長が、今、おっしゃったように、いろいろ状況が変わって、できなくなった。

そうであれば、生活道路なのだから、どうしてあげますよということを市役所は、責任を持ってせざるを得ないでしょう。そうしてあげるのが本来ではないですかと、土地を買った人はだれだって言うと思います。みんな、見切りをつけて、2軒、3軒というふうに行って行っているわけですがけれども、あの人たちは、自分の平屋の家を手がけなくて、平屋を手がけるのであれば、よそへ行って手がけようということで、去って行っているわけです。ところが、今残っている36軒の人たちは、みんな2階をつけたわけです、改造して。お金をかけて、今なるか今なるかと待っていたけれども、それがならない、こういうような状況です。

次長が、今、おっしゃったような事情で、できないのであれば、それではどうするのか、せめてこのぐらいのことはしなければということが出てこなければおかしい。お金がないということでは、あまりにも無責任ではないかなと思います。しかも、市長は、「環境の良い市を目指して頑張ります。」と、選挙のときに公約している言葉ですから、どういうふうにするのか。

今、除雪基準は第3種路線の2番目なのです。そんなことで上がるわけではないでしょう。ですから、せめて、排雪基準を第1種にして、何とかそれでやってくれとか、あるいは、14パーセント、15パーセントの所が2か所あるわけですが、その所だけでも、金がないなどと言わないで、ロードヒーティングをしてあげるとか、人は、そういうことをしてくれれば、市役所はやってくれたのだ、これならということで我慢するのです。ですから、そういうことだけは、きちんと頭に入れてください。担当が辞めていったから、資料がないから、それは知らない、こういうことのないようにお願いしたいと思いますが、土木部長、いかがですか。

土木部長

今、建築都市部の方から、当時の住宅団地造成に伴う経過について、お話がありましたけれども、当時、40年代といいますと、あの地域は、相当古い時代から、住宅を含めて、店舗がありまして、発展してきたところだと思っていますし、そういう時代の中で、市として、あの地域に、何とか、建売り住宅といいたいまいしょうか、そういったものをつくりながら、まちの中の活性化ということが、考えられたのだろうと私は思っています。

当時、40年代といいますと、今の車社会とは違っていて、人の住める条件としては、当然、道路の問題、水道の問題、そういったものが、ほとんど優先されていたと思いますし、勾配の問題につきましても、当時は、車社会でないということで、私なりに判断するには、そういう時代背景から見ますと、そこまで考えて果たして道路がつくられたものかというのは、ちょっと私も疑問に思っていますけれども、少なくとも、道路、給水、そういった生活施設をじゅうぶんつくられた中で住宅団地、そういったことで進めてきたのだろうと思います。

今、それから30年近くたつわけですがけれども、そういう時代と比べまして、現実には、道路の勾配がきついと当然上れないというのであれば、ヒーティングをしていくべきではないかとか、さきほどお話がありましたように、通りの通抜け道路の確保、こういったものもすべきではないかというお話がございましてけれども、通抜けの問題については、地権者との協議とか、地権者から買わせていただくとか、こういった問題も出てきますし、それに伴う費用として、特に急峻な所がございまして、道路をつくるためには、擁壁とか、そういった施設整備や、相当

費用がかかるという現実があるかと思えます。

また、一方では、ロードヒーティングを設置するにしても、相当長い延長をやらなければならない、それがついた場合には、それを維持管理していかなければならない状況があるものですから、私どもとしては、昔つくった道路であるけれども、地域の方々のことを考えますと、費用的なものなど、いろいろなことを考えて、ロードヒーティングが無理だということであれば、それに代わる対策として砂まきとか、除排雪をやっていこうということで、今まできています。

たまたま、今回は、ご質問がありましたように、何とか除雪基準の第3種路線の格上げというお話もございましたときには、私も現場の冬の状況は分かりませんから、今年の冬を見させていただきながら、町内会の方とご相談させていただきながら、今後の除雪の在り方を検討させていただきたいという答弁をさせていただいたわけですが、現存も、現在の状況を見させていただいて、どういう形でできるものか、検討させていただきたい、こう思っております。

武井委員

今の答弁は、頭を何度たたいても同じような答弁だと思います。

それで、お金の問題で、維持管理とかロードヒーティングは金がかかると。それでは、「ロードヒーティングの検討をしたのは、一体いつですか。」と本当は聞きたいのですけれども、それは置きますが、これができなかったら、それじゃ次の手とやれば、まだまだ安くできたのです。

そこで、二つ注文しておきますから、それぞれ答弁してください。

一つは、下水です。さきほどもちょっと話が出たのですが、道路の真ん中に下水のマンホールがあるのです。冬は、これが穴になるのです。恐らく、あそこに断熱材が入っていないのだと思うのですけれども、穴があくというのです。

したがって、道路があまり広くないところへもってきて、穴があくものですから、どうもうまくない。あるいは、穴の中に入ってしまったら、もう上れない、こういうことなどが聞かれています。したがって、あそこの所のマンホール対策をやってほしいというのが一つです。

二つ目は、部長の方で、除雪基準の第3種路線の2番目の問題について、答弁の中で言われましたけれども、砂袋とか、そんなものはだめです。排雪基準の第2種を第1種にするべきです。そして、住民の方たちに、今年の冬はこれでちょっと様子を見てくださいと、こういうふうにするべきです。

あなた方の言うように、今年の冬はこのまま様子を見て、この次からなんというのはだめです。道路ができてから36年もたっているのです。下の赤岩山手線までは第1種でちゃんと排雪しているし、そこから入ればすぐなので、排雪の第2種を第1種にする、その上に砂なら砂をまく、こういうような方法などをして、何とか改善策をしてやるべきです。

恐らく、あれが民間の開発者だったら、許可しないのではないですか。こんな道路は何だと言うのではないですか。開発業者だったら、公園をつくらなければならないとか、いろいろ規制があるわけでしょう。道路は4メートル道路でなければだめとか、いろいろ規制があるわけでしょう。民間が開発するときには、そういうふう注文をつけておいて、あなた方がやるときには、それは昔だと言うかもしらぬけれども、それでは住民は納得できません。民間の開発より、市の開発の方を市民は非常に信用するので、それぞれ、私が納得のいく答弁をしてください。

(水道) 下水道事業所長

今のマンホールの件でございますけれども、土木部長の方から、代表質問あるいは今の質問に対するご答弁というようなことで、確かに、除雪が多少悪くて、今後のことについては、努力をしようというようなお話がございました。いつもお話をさせていただいているのですが、マンホールの件につきましては、冬の状況、除雪の悪い所ほ

ど穴が目立つわけでございます。

したがいまして、たくさん設置されているわけでございますし、私どもも、当然、路面につきましては、完全におさまるかということはちょっとできませんけれども、ある程度の努力次第では、危険のないような形にできると考えておりますので、その辺、対応していきたいというふうに思います。

(土木) 土木事業所長

排雪の基準についてのご要望でございますけれども、第1種と第2種というのは、どう違うのかという部分をご説明させていただきますが、第1種というのは、大型車両が交差できるような管理ということでございまして、当然、バス道路、いわゆる幹線道路、これを排雪する基準として設けられたのが第1種でございます。

それから、第2種は、生活幹線という部分で、普通乗用車が交差できるような道路管理というような方法で行ってございます。

回数等については、それほど大きく差はございません。元々の道路幅員が、幹線街路でありますと、車道が9メートル、歩道が2本で、14メートルとか16メートルございますので、そういう道路管理になります。また、そうしなければバスの通行にも支障が生じます。

今回の梅ヶ枝山手線は生活幹線でございますので、そういう大型車両の管理ということは、元々難しい道路幅員でございます。

そういう意味で、さきほど部長の方からお話がございましたけれども、地域の住民の方々とも話し合いながら、今までよりもっと充実した冬期間の雪対策は、どういうふうに図ればいいのかという部分は、じゅうぶん我々も、地元の懇話会等で話し合いながら、昨年からは砂まきボランティアというも行っております。

砂箱だけではなくて、地先の方にも協力をいただきながら砂をまいていただくとか、あるいは、部分的には、高齢者対策として手すりが設置できる部分については手すりを設置するとか、今までよりもより充実した冬期生活を過ごしていただくために、可能なものは何なのかという部分を話し合っ、それを行っていく方がより効果的のかなと思っております。そんな方法で、地域と話し合いを進めていきたいというふうに思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

武井委員

下水道の方は、そういうことでお願い申し上げます。

土木部は返事になっていません。回答にはなっていません。私は、排雪基準の第1種、第2種が分からないで言っているわけではないのです。消防車が上がらないとか、ごみ車が上がらないとか、こういうことで、大型車が上がるようにしなさいということなのです。乗用車が上がるのと上がれないということではないのです。

「救急車が上がれない。こういう部分について、大型車が上がるように対策を講じなさい。」と、こう言っているのです。排雪基準を第1種にしなさいというのは、そういうことなのです。

それから、手すりの話が出ましたけれども、梅ヶ枝山手線に手すりをつけると、むしろ、車が上がってくるのに、かえってじゃまなのです。もし手すりをつけてくれるのであれば、梅源線に出る通路の方が良いのです。細い道ですけれども、歩く人は、ほとんどここを出入りしているのです。ですから、通路に手すりをつけることはいいのではないかなと思います。聞いてはみますけれどもね。梅ヶ枝山手線の方に手すりをつけるのは、恐らく、かえって乗用車が交差するのにじゃまになるのではないのでしょうか。

消防署の意見を聞いたら、交差するときに非常におっかないのだと言っていました。ですから、そういうことも理解して、手すりの問題については、一応、再考してほしいと思います。

そういうことで、ぜひとも今の排雪基準の第2種を第1種にして、大型車、消防車が通れて、消火栓が宝の持ち腐れにならないように、ぜひとも除雪の対策をきちっとして、そのうえで、地域住民に対して今後の対策を出していただきたい。どういう方法をやってくださるのか、もう一度答弁してください。

土木部次長

今のご指摘でございますけれども、委員もご承知のとおり、上る時には、左側にカーブをしまして、さらに急坂なところを上る、そういった状況の中で、さきほど部長が申しましたのは、第2種、第1種ということではなくて、昨年の例で申しますと、排雪は1回入ってございますが、排雪で雪をきれいにとりますと、今、言いましたように、道路がカーブをしている、さらに急坂だということで、どうしても、スリップとか、滑るという問題が出てくると思います。そうしたときに、果たしてどれだけの砂をまくのか、その後のフォローのことも出てまいります。

そういったことも含めて、排雪の回数を1回ということではなくて、それは、地域の皆さん方と、その後の路面の管理のフォローも含めて、話し合いをさせていただく中で、回数が増やせるのか、そういったことについて、降雪の状況も見ながら努力をしてみたいということですので、第2種とか第1種ということではなくて、何とか、そういった総合的な判断も含めて、道路管理を今まで以上にできる、そんな方向を模索してみたい、そういうふうと考えてございますので、よろしくご理解をお願いしたいと思います。

武井委員

この問題は、まだ結論が出ないようですから、今日はこれで辞めておきます。今後、またじっくり話をしたいと思えます。

終わります。

委員長

以上をもって質疑を終結し、意見調整のため暫時休憩いたします。

休憩 午後3時30分

再開 午後4時00分

委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより、一括討論に入ります。

共産党。

古沢委員

討論をいたします。

今回は、陳情案件のうち、第73号及び継続審査中の第13号については、全会派一致の見込みであります。今議会が構成された平成11年第2回定例会以降、当委員会に付託された請願及び陳情案件は、請願が3件、陳情が21件、あわせて24件であります。

我が党は、ご承知のように、どの定例会においても、24件すべて願意妥当ということで採択を主張してきました。自民党さんと公明党さんは、採択が5件、継続審査が17件、不採択が2件であります。民主党さんは、採択が6件、継続審査が14件、不採択が4件、市民クラブさんは、採択が20件、不採択が4件であります。

今までの経過でいえば、理事者側の態度表明を待って採択とするという案件が5件ありました。したがって、自民党さん、公明党さんは、残念ながら、理事者側の態度によって採択・不採択の態度を決めるという状況に終始しております。

大事にしたいのは、民主党さんが1件、そして、市民クラブさんが、市民の願意の側に立つとして、採択・不採択の態度を鮮明にするということで採択を20件、こういうふうに、少なくとも、3年間の委員会審議の中で、必ずしも、理事者側の態度いかんによって採択・不採択を決めるという状況でなくなってきている、そういう意味で

は、当委員会の限りなき可能性だというふうに思います。

そういったことも含めて、我が党は、今回は、継続審査案件について、以前と同じように、願意妥当と認め、採択を主張します。

なお、議案については賛成であります。

以上です。

委員長

以上をもって討論を終結し、これより、順次、採決いたします。

まず最初に、陳情第21号、第52号について採決いたします。

継続審査とすることに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

委員長

起立多数。

よって、継続審査と決しました。

次に、請願第11号、第13号、陳情第3号ないし第5号、第7号ないし第10号、第12号、第24号、第29号、第43号、第62号について一括採決いたします。

いずれも継続審査とすることに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

委員長

起立多数。

よって、継続審査と決しました。

次に、議案第13号、陳情第13号、第73号について一括採決いたします。

議案については原案どおり可決、陳情については採択とすることに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長

ご異議なしと認め、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。